平成２９年（フ）第１３６号
群馬県前橋市上小出町２丁目885番地１
債務者　青木和加夫
１　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０号
群馬県前橋市堀越町225番地９
債務者　倉澤　康寿（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２号
群馬県前橋市南町３丁目16番地３　Ａ―406号
債務者　金湖富美代
１　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８号
群馬県前橋市下細井町340番地１　塩澤貸住宅　３号
債務者　倉澤　　香
１　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８０号
千葉県船橋市日の出２丁目14番11―102号
債務者　島田　翔吏
１　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
愛知県江南市古知野町宮裏43番地１　クレストコートＫ401号
債務者　安藤　恵子
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４１１号
京都市南区吉祥院稲葉町21番地の１
債務者　向井　隆志
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５０号
京都市右京区西京極佃田町16番地９
債務者　小林恵子こと　金　　仁淑
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
京都府向日市向日町南山28番地　サングリーンハイツ　102
債務者　金井　夏美（旧姓大木）
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５６１号
京都府向日市森本町上森本16番地の22　シャトルグランディ本所　１Ｂ
債務者　吉澤　　薫
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７８号
京都府八幡市男山笹谷５番地―Ｄ14―305
債務者　足立知惠子
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻８番地25
債務者　佐藤　勝則
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
堺市中区土師町１丁16―６、住民票上の住所堺市南区赤坂台３丁９番11―107号
債務者　明石タクシーこと　明石　昌之
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
大阪府藤井寺市沢田４丁目７番16号
債務者　桶本かよ子
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４００号
堺市西区平岡町４番地１　アピアランス平岡204号
債務者　的場ひとみ（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５２号
堺市堺区栄橋町１丁６番５―501号、前住所堺市中区深井清水町2084番地１　モモチャンハイツ216号
債務者　正田　和丸
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
島根県浜田市日脚町1016番地９
債務者　佐々木弘二
１　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
松江地方裁判所浜田支部